

介護職員処遇改善加算に係る留意事項について（平成 29 年度集团指導 資料）

- 加算の算定額に相当する介護職員の賃金（基本給、手当、賞与等（退職手当を除く。）を含む。）の改善（賃金改善）を実施しなければならない。
- 加算の算定額に相当する賃金改善の実施と併せて、キャリアパス要件や職場環境等要件を満たす必要があるが、当該取り組みに要する費用は、賃金改善の実施に要する費用に含まれない。
- 賃金改善の額には、当該賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- 賃金改善に関する計画（賃金改善の見込額が加算の算定見込額を上回る計画）、賃金改善の実施期間、賃金改善の実施方法、その他の介護職員の処遇改善の計画（キャリアパス要件、職場環境等要件）等を記載した「介護職員処遇改善計画書」を作成し、すべての介護職員に周知すること。
なお、周知に際しては、賃金改善の実施方法の記載が介護職員に明確に認知されるよう掲示するなど、適切な方法により行うこと。
- 介護職員処遇改善計画書について、虚偽の記載や、加算の請求に関して不正を行った場合には、支払われた介護給付費の返還を求められることや、介護サービス事業者の指定を取り消される場合があるので、留意すること。

平成 27 年度介護報酬改定に関する Q&A（平成 27 年 4 月 30 日）介護保険最新情報 Vol. 471
（問 40） 一時金で処遇改善を行う場合、「一時金支給日まで在籍している者のみに支給する（支給日前に退職した者には全く支払われない）」という取扱いは可能か。

（答） 処遇改善加算の算定要件は、賃金改善に要する額が処遇改善加算による収入を上回ることであり、事業所（法人）全体での賃金改善が要件を満たしていれば、一部の介護職員を対象としないことは可能である。

ただし、この場合を含め、事業者は、賃金改善の対象者、支払いの時期、要件、賃金改善額等について、計画書等に明記し、職員に周知すること。

また、介護職員から加算に係る賃金改善に関する照会があった場合は、当該職員についての賃金改善の内容について書面を用いるなど分かりやすく説明すること。